

令和8年度八代・天草シーラインに関する経済波及効果調査業務委託 仕様書

1 業務の名称

令和8年度八代・天草シーラインに関する経済波及効果調査業務

2 委託者

八代・天草シーライン建設促進期成会

(事務局：八代市 総務企画部 企画政策課)

3 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日(金)まで

4 業務の目的

八代・天草シーライン建設促進期成会では、平成元年の設立以降、国への要望活動をはじめ、県の協議会や民間期成会と連携した構想推進大会の開催や各種啓発事業など、八代・天草シーライン構想実現に向けた機運醸成に取り組んでいる。

本業務では、機運醸成に係る取組の一環として、八代・天草シーライン構想実現に係る経済波及効果を広く周知するため、その効果を定量的に分析することを目的とする。

5 業務の内容

(1) 経済波及効果の分析

八代・天草シーライン構想実現による経済波及効果を試算する。なお、経済波及効果分析にあたり、以下の項目は必須とする。

- ① 物流の効率化による市場拡大に伴う経済波及効果
- ② 観光消費増加に伴う経済波及効果
- ③ 災害時の損失減少に関する効果
- ④ CO₂削減に関する効果

(2) 報告書の作成

(1)の内容を取りまとめた報告書を作成する。また、関係各所への説明を目的として、八代・天草シーライン構想実現に伴う経済波及効果等を示す概要版についても、合わせて作成する。

6 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、随時打合せ(WE B協議含む)を行い、業務方針や条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、受託者が書面に記録し、委託者の確認を得ること。

7 成果品の納品

上記「4 (1)～(2)」における成果物及び提出部数は、次のとおりとする。

① 報告書一式 (A4 版・簡易製本)	1 部
② 報告書【概要版】 (A4 カラー)	1 0 0 部
③ 協議記録一式 1 部	1 部
④ 上記電子データ (※)	1 式
⑤ その他委託者が指示するもの	1 式

※納品する電子データについては、汎用性が高く、修正等が可能なファイル形式で作成すること。

8 検査

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、速やかに委託者へ報告するものとし、完了検査をうけるものとする。
- (2) 受託者は、自らの責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所を発見した場合は、速やかに訂正、補足その他の措置をとるものとする。

9 支払い

完了払いとする。

10 再委託

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記のうえ、事前に書面にて提出し、委託者の承諾を得なければならない。

11 業務実施計画書

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに業務実施計画書を作成し、委託者に提出するものとする。
- (2) 業務実施計画書には、具体的な調査・分析方法及び工程を検討のうえ、業務概要、実施方針、業務実施体制、スケジュール、連絡体制及び具体的な作業方法を記載すること。
- (3) 業務過程において、業務実施計画書に重要な変更を行う必要がある場合は、理由を明らかにした上で、速やかに変更後の業務計画書を提出すること。

12 その他留意事項

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、または他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 業務に必要な各種資料等の収集については、全て受託者が行うものとする。ただ

- し、委託者でなければ入手不可能と認められるものについては、委託者が収集のうえ受託者に無償貸与する。
- (3) 成果物等に使用する図面、写真、イラスト、グラフ等については、委託者が使用または加工するにあたり、著作権等において法的に問題のないものを使用すること。
 - (4) 受託者は、第三者が有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。
 - (5) 成果品の所有権及びすべての著作権は、委託者に帰属するものとし、調査、分析等の結果についても、委託者の承諾なくして貸与、公表及び使用してはならない。
 - (6) 本仕様書に定めのない事項、または本仕様書について疑義の生じた事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。